

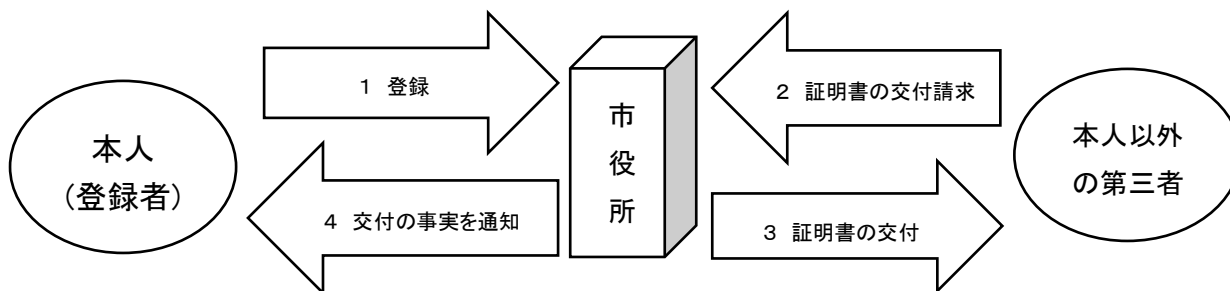
岩倉市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1 本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本などは、本人以外の第三者でも法律上の要件を満たしている場合は取得することができます。

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを本人以外の第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、交付した事実を通知する制度です。

岩倉市では、住民票の写し等の不正請求および不正取得による個人の権利の侵害の抑止および防止を図ることを目的として、この制度を実施します。



2 本人通知の対象となる証明書と請求者

○対象となる証明書

- (1)住民票の写し、住民票記載事項証明書、消除された住民票の写し、消除された住民票の記載事項証明書
- (2)戸籍の附票の写し(消除された附票を含む)
- (3)戸籍謄本・抄本(除かれた戸籍を含む)、戸籍(除籍)記載事項証明書、戸籍(除籍)一部事項証明書

○対象となる請求者

本人等の代理人	・本人等から委任状を託された代理人
代理人以外の第三者	・自己の権利行使または義務履行のために交付請求できる人 ・業務の遂行のために交付請求できる人(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)
備考	・本人等とは、(1)の証明書は本人および同一世帯の人、(2)(3)の証明書は戸籍に記載されている人およびその配偶者、直系血族です。 ・国や地方公共団体の機関からの請求は、通知の対象外となります。 ・住民票に係る本人または同一世帯に属する人からの請求、戸籍に係る本人または本人と同じ戸籍に記載されている人、本人の配偶者、直系尊属もしくは直系卑属からの請求は、通知の対象外となります。

3 登録できる人(次のいずれかに該当する人)

- (1)岩倉市の住民基本台帳に記録されている人
- (2)岩倉市の戸籍および戸籍の附票に記載されている人(除かれた戸籍や附票も含みます。)

4 登録の期間

・登録期間は、登録をした日から下記6(2)の廃止事由に該当したときまで。

5 申請の方法

・受付窓口 市役所1階 市民窓口課窓口グループ

受付日時	月曜日から金曜日まで 午前9時から午後4時まで（年末年始、祝日・休日を除きます。）
登録に必要なもの	1 岩倉市本人通知制度登録（新規・更新）申請書 （受付窓口にあります。本市ホームページからもダウンロードできます。） 2 窓口に来られる人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど官公署発行の顔写真付きのものは1点、お持ちでない人は、資格確認書、年金手帳など2点。） ※市外の方は、住民票の写しなど住所を確認できる書類 3 任意代理人による申請の場合は、併せてその旨を証明する書類（委任状など） 4 法定代理人による申請の場合は、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本など） （本市に備える戸籍簿などにより法定代理人であることが確認できる場合を除きます。）
郵送による申請	岩倉市以外にお住まいの人や、病気、仕事などやむを得ない事情により窓口で手続きできない人は、郵送による申込みも受け付けます。上記の「登録に必要なもの」の本人確認書類と法定代理人の資格を証明する書類はコピーを郵送してください。 ・郵送先 〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地 岩倉市役所市民窓口課窓口グループ

6 登録事項の変更・廃止

- (1)登録事項に変更が生じたときは、その都度、登録内容の変更の届出を行ってください。
- (2)登録者が死亡したとき、日本国内に住所が無くなったとき、廃止の届出があったときは、登録を廃止します。

7 その他

- (1)この本人通知制度は、第三者から登録者の住民票の写しなどの請求があった場合に交付の可否を登録者に確認する制度ではありません。また第三者に交付ができないようにする制度でもありません。
- (2)交付通知書には、交付年月日、交付証明書の種別、通数および交付請求者の種別（代理人または代理人以外の第三者）が記載されます。住民票の写しなどの交付を受けた者の氏名などは記載されません。
- (3)第三者などが提出した申請書の閲覧などを希望する場合は岩倉市個人情報保護条例に基づく開示請求をしていただくことになりますが、開示される情報は同条例の規定の範囲内となります。（請求した第三者の氏名などは、開示されません。）
- (4)岩倉市から転出もしくは転籍等した後、再転入もしくは新戸籍編製等した場合は、改めて申請書の提出が必要です。

【問合せ先】岩倉市市民窓口課窓口グループ
TEL 0587-38-5807